益田右衛門介家臣

Version 4R

小国融藏先生事蹟

以テ遠遊スルヲ得ス 遂二十九才二及ヒ家ヲ脱シ

テ江戸二赴キ港で摺紳先生ノ学僕トナリ苦学年ヲ積

ム後達4昌平学二入リ業ヲ卒ヘヌ き安井忠平ノ門ニ遊フ

注1 諱(いみな) = 戒名のこと。人が死ぬと生存中の名を呼ぶのを忌む。

注2 族人(ぞくじん) = 遠い祖先は同じだが現在は親戚関係のなくなった

注3 **搢紳先生**(しんしんせんせい) = 張楚の臣。儒者。BC 208陳勝が挙

兵すると、搢紳先生は孔子の礼器を背負って出かけ、その臣下となっ

11頁

初メ剛藏ト称シキキー諱 八武彝 嵩陽ト号ス 后チ父名ヲ

襲ヒ融藏ト改ム 年七才父ヲ失ヒ母ノ鞠育スル所

トナル 之ヨリ先キ父故アリ家ヲ融藏ノ従兄某 (武一)

二譲り 且ツ┊族人門生ニ囑シテ曰ク 此児年十五二至

ラバ江戸二遊ヒ父ノ志ヲ継カシメヨト 依テー詩

ヲ賦ス 其落句ニ云 大丈夫應営四海區々莫作ー郷

珍 融藏稍々父ヲ解スルニ及ヒ父ノ著ハス所ノ書

籍ヲ見テ感慨止ム能ハス 然レトモ資ニ乏シキヲ

田湯島に設立された江戸幕府直轄の教学機関・施設。正式名は昌平坂 「学問所」。

注 4

た。ここでは高貴の人の意

昌平学= 昌平学舎の誤記か。昌平黌のこと。寛政二年(11790)神

注5 安井忠平 (安井息軒1799~1876) 江戸末期の儒学者、日向飫 肥藩に仕え、後昌平黌教授、考証学者として卓越

2頁

遂二大学頭林僴斉二浩。聘セラレテ其侍読タリ 夙

二尊王ノ志ヲ抱キ 且ツ蝦夷開拓ノ説ヲ唱へ 單身

蝦夷ニ入リ樺太ニ航シ 二島ノ形勢ヲ視 地質ヲ察

シ 又夕要塞兵ヲ置ク可キノ地ヲ探究シ 大二屯田

ノ策ヲ講ス 尓来四方ノ志士ト交リ陰ニ天下ノ事

ヲ議セリ

融藏国ヲ出テ殆十年 嘉永四年家ニ帰ル 主融藏ヲ

擢テ郷校育英館ノ督学トナシ学政ヲ擧テ之ニ任ス

準ス

賜フニキー廩米ヲ以テス 其食禄格例一ツニ宗家ニ

嘉永六年米艦*。祖州浦賀二来舶ス 主人益田右衛門介

注 6 聘(へい)=礼を尽くして賢者を招き用いる・招聘

き **廩米**(くらまい) = 郷禄を与える

注 8 祖州= 相州 (相模国)の誤記か

3 頁

浦賀ノ威將トナル 融藏従テ干役ス 又江戸ニ遊

ヒ**野慵齊** ノ兵書ヲ学フ 翌七年小倉二赴キ仝藩士

某二就テ兵書ヲ研究ス 遂二九州ヲ歴遊シ到ル處

名士ト締交シ傍ラ九州ノ物情ヲ探リ仝年帰テ再

ヒ督学トナル 兼テ銃隊ヲ訓練シ兵書ヲ講ス 常二

外寇辺務ノ事ヲ患ヘキョっ 禦悔ノ術ヲ談シ 慷慨淋漓

殊

二士気ヲ鼓舞シ大義ヲ明ニスルヲ以テ自ラ任ス

吉田寅次郎・僧月性等ト友トシ善シ 寅次郎ト志ヲ

通シ郷学生数名ヲ遣シテ寅次郎ニ托ス 寅次郎

モ亦其家塾ノ士数名ヲシテ育英舘二畄学セシム

尓来互二其門生ヲ交換シテ有為ノ士ヲ造リ他日

大二爲ス所アラントスルノ志あり

注9 **饗梅**(ぎょぶ)=敵の来襲を防ぐ [本文は悔ではなく侮]

4 頁

文久二年旧藩主毛利公列藩諸侯二率先シ公武合

体ノ周旋ヲナスに際シ 主人右衛門介密務ヲ司ト

リ^{注一}。京師ニアリ 融藏ヲ召テ用人トナシ密ニ諸藩ノ

士二接セシム 融藏窃カニ主人ト国事ヲ議シ出テ

諸藩ノ名士間二周旋シ計畫スル所頗ル多シ 又

主人二津「扈従シテ学習院二出入シ主人ヲ助テ藩主

ノ意ヲ達セシムルヲ勤メタリ

元治元年久坂義助等ト共ニ志ヲ糾合シ 天王山ニ

屯シ 櫻井某ト共二軍監ノ任ニ当レリ 之ヨリ先キ

藩主ノ入京ラ禁セラルルノ命アルヲ以て斉シク

洋一2 闕下二伏シ 哀訴歎願藩主ノ冤罪ヲ雪キ 姦黨ヲ除

キ朝議ヲ復スルヲ期セリ 此年七月天王山ノ軍京師

天子の住んでいる都。 京は大、師は衆の意= 京邑

扈従 天子の乗物の供をする。又、従者。

闕下= 宮門の下。天子·朝廷

5頁

二入リ関白鷹司殿ニ依リテ書ヲ上ル 事敗レ義

助等自殺スルニ臨ミ融藏亦死ヲ共ニセントス

義助融藏ヲ顧テ托スルニ後事ヲ以テシ曰ク 急ニ去テ

兄ノ主人二報スルニ目下ノ状ヲ以シ與二共ニ

リ 融藏囲ミヲ衝テ至リ急ニ主人ヲ擁シテ西下セ リ義助ト別ル 時ニ主人右衛門介来テ天王山ニ在 ント欲ス 主人已ニ山ヲ下ルヲ以テ追テ国ニ帰ル 善後ノ策ラ講セヨト 慰諭懇到融藏モ亦思フ所ア

(融藏ノ門生田村育藏、義助ト共に二屠腹シテ死ス)

今年八月主人右衛門介徳山ニ幽セラル 時ニ俗吏

雑進藩主ヲキキー₃擁蔽シ正義ノ士ヲ陥ル 融藏山口ニ在

テ岡彦太郎ノ家二匿レ 陰カ二藩府ノ動状ヲ偵シ

注13 擁蔽= おおいかくす

6頁

須佐の同志大谷樸助等ト約シテ内外相通シ 主人

ヲ幽厄ノ中ヨリ抜カント欲ス 而シテ諸隊ノ名士

ト結ヒ頗ル画策スル所アリ 已ニシテ主人右エ門

介等当時三大夫益田右衛門介・福原越後・国司信濃

ト唱フル人々の身上最モ危急ノ時勢トナレリ

融藏直チニ郷里須佐ニ帰リ 有志大会ヲ育英館ニ開

ノ七卿ヲ擁シ(喘漬)徳地ヲ経徳山ニ出テ主人キタリ 此ノ会衆議ニ途ニ分レ 其一ハ三条公已下

右衛門介等ノ禁固ヲ解キ 諸隊ト合シ義旗ヲ翻シ

嘆願シ死ヲ以テ主人ヲ救フベシ 徳山ノ禁固八警

戒厳密ニシテ隙ノ乗ス可キナシ 主人此ノ中ニ在

7 頁

ル 恰も 筐 中 ノ玉ノ如シ 筐ヲ碎カザレバ玉ヲ得可 きょうちゅう

ラス 而シテ玉ヲ傷ケザラント欲スルハ実ニ至難

ノ事ナリ 故二哀訴嘆願津-4只管寛大ノ處置ヲ仰クノ

外無カル可シト 而シテ前者融藏の主張スル所ナレ

共 同意者極テ少ナク 後者八賛成準15夥多ナリ 融藏

及チ天ヲ仰テ歎シテ曰ク 嗚呼悠々此ノ如シ 所謂筺

後融藏日夜奔走 大谷樸助・河上範三等ト共二屡ノ説ヲ以テ邑政堂 (トットルトサンー) 二陳シテ直チ二事中ノ玉遂二賊徒ノ碎ク所トナラン而已ト 然レトモ中ノ玉遂二賊徒ノ碎ク所トナラン而已ト 然レトモ

注15 夥多(かた)= おびただしく多い注14 只管(しかん ひたすら)= ひとすじに。そのことばかりに。

々計画スル所アリ 然ルニ邑政堂八藩命恭順ノ旨

8頁】

二戻ラン事ヲ恐レ 終ニ合同会議を禁スルニ至レ

J

主人右衛門介等所謂三大夫ノ人々ニ死ヲ賜フノ

会議ノ禁ヲ破リ概ヲ傳テ大会ヲ開キタリ 融藏曰ク:議既ニ内決セル趣ヲ報シ来ル者アリ 融藏等合同

昨日ヨリ本日ニ至リ徳山ノ変報続々相接セリ 然

ルニ俗吏等之ヲ浮説流言ト爲スト雖モ元来藩府

ノ姦黨等力恭順ノ主義タル 先ツ三大夫ヲ殺シテ

以テ幕府二對スル謝罪策ノ第一着ト爲サントス

故ニ事ノ茲ニ至ル必至ノ勢ナリ 諸子は空議徒論

徒二五旬ノ日子ヲ費シ常ニ俗吏ノ壓スル所トナ

リ遂ニ予ノ説ヲ信セス今日ニ及フ キュー。噬臍何ソ及

かない意で後悔しても取り返しのつかないたとえ。 注 1 **噬臍**(ゼイセイ)= 臍を噛む。へそを噛もうとしても口が届 EEE

散会シ亡主ノ遺骸ヲ迎へ葬儀を畢へ而後チ 徐 ニ

図ル所アラン而已ト 衆其意二従フ

融藏ノ唱フル所当時藩命恭順ノ意ニ反スル所ア

ルト爲シ 蟄居ヲ命シ 嚴二他人二接スルヲ禁セラ

レタリ

10頁

| 元治二年正月諸隊追討ノ事アリ 融藏悲憤止ム能

ハス 然レトモ蟄居中俗吏八常二其挙動を探偵シ 非

常ノ警戒ヲ為スヲ以テ遂ニ手足ヲ動スヲ得ス

大谷樸助・河上範三・津田常名等数名脱シテ山口ニ奔

リ緒隊ト結ヒ再ヒ帰リテ回天軍ノ立隊等ノ挙ヲ爲

スヤ融藏陰カニ計画スル所多シ 融藏已ニ京師ニ死

セント欲シ 復夕主人ニ殉セント欲シ 而シテ皆其

機ヲ得ス 又俗黨ノ忌ム所トナリ千端論説スト雖

トモ寸効ヲ見ス 心志恍惚トシテ殆ント狂スルカ如

9頁

ハン 嗚呼時機已二去ル矣 小数ノ人員予或八事ノ成

ラサルヲ知ル 然レトモ臣子ノ分豈座視スルニ忍ン

ヤ 冀クハ諸子予力最後ノ説ヲ容レ相共ニ脱シテ

徳山ニ奔ラン 事若シ成ラスンバ共ニ殉テ主人ニ

従ハン而已ト 言未夕竟ラザルニ主人右衛門介等已ニ

死ヲ賜フノ確報ニ接ス 衆相見テ切歯満場鼎沸ス

融藏慰諭シテ曰ク 事茲ニ至ル 千悔何ソ及ハン 速ニ

ク此年五月遂ニ病ヲ得テ没ス

知ルニ足ル者アリ別紙詩文各一篇畧ホ平生ノ越歴ト其抱負スル所ヲ